

第115期

定時株主総会 招集ご通知

日 時

2018年6月28日（木）午前10時

場 所

松山市南堀端町1番地
伊予銀行本店 4階ホール

ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内略図」
をご参照ください。

駐車場は収容台数に限りがございますので、誠に
申し訳ありませんが、公共の交通機関をご利用く
ださいようお願い申し上げます。

目 次

第115期定時株主総会招集ご通知…………… 1

添付書類

事業報告……………	3
計算書類……………	33
連結計算書類……………	36
監査報告書……………	40

株主総会 参考書類

第1号議案	取締役（監査等委員である取締役 を除く。）6名選任の件……………	44
第2号議案	監査等委員である取締役1名選任の件…	48
第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）に 対する株式報酬等の額および内容決定の件……………	51
	インターネット等による議決権行使のご案内…	56



伊予銀行

証券コード：8385

(証券コード 8385)
2018年6月6日

株 主 各 位

松山市南堀端町1番地

株式会社伊予銀行

取締役頭取 大塚 岩 男

第115期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当行第115期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って2018年6月27日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年6月28日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 松山市南堀端町1番地 伊予銀行本店 4階ホール
3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第115期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 2. 第115期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
 - 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬等の額および内容決定の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2018年6月27日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、別添（56頁～58頁）の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、2018年6月27日（水曜日）午後5時30分までにご行使ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本会場が満席となった場合は、第2会場等をご案内させていただきますのでご了承くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ（<http://www.iyobank.co.jp/>）に掲載していますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ①事業報告の新株予約権等に関する事項
 - ②計算書類の株主資本等変動計算書
 - ③計算書類の個別注記表
 - ④連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
 - ⑤連結計算書類の連結注記表
- したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類または連結計算書類の一部であります。
- ◎事業報告、計算書類および連結計算書類ならびに株主総会参考書類について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、インターネット上の当行ホームページ（<http://www.iyobank.co.jp/>）に掲載させていただきます。

添付書類

第115期（2017年4月1日から 2018年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

＜当行の主要な事業内容＞

当行は、本店のほか支店等において、預金業務、貸出業務、為替業務、証券業務及び信託業務等を行い、地域に密着した営業活動を展開しております。また、ビジネスマッチング・事業承継・M&A等の支援を中心とするソリューション業務にも積極的に取り組んでおります。

＜金融経済環境＞

当期の我が国経済は、世界経済の回復に伴う輸出の増加に加え、企業収益の改善から設備投資は持ち直しており、緩やかな回復が続きました。インバウンド需要の拡大や都市部を中心とした再開発の動きから建設投資も堅調で、個人消費についても雇用・所得環境の改善を受けて持ち直しています。海外経済の不確実性や金融市場の変動の影響に留意する必要はありますが、引き続き、緩やかな回復が続く見通しです。

愛媛県経済も、生産活動や個人消費の一部で弱さが残りますが、全体としては持ち直しの動きが続いており、緩やかな回復が続くと期待されます。

＜事業の経過及び成果＞

このような情勢のもと、当行は、お客さまへの感謝の心を行動の原点に、お客さまニーズにお応えする商品・サービス等のご提供と態勢整備に努め、「10年先も必要とされる銀行」を目指し、業容の拡大と収益力の強化に努めてまいりました。

【コーポレートガバナンス・配当政策】

コーポレートガバナンスにつきましては、知見・専門性・経験等の多様性を確保する点から、当行の事業やその課題に精通する者を社外取締役とし、監査・監督機能の強化、取締役会の活性化につなげております。

また、取締役等の指名・報酬等を審議する任意の委員会として、代表取締役及び全監査等委員で構成する「経営審議委員会」を設置し、コーポレートガバナンス体制の強化と機能の充実に努めてまいりました。

配当政策につきましては、銀行の公共的使命を念頭に置き、内部留保による財務体質の強化を図ることで経営基盤の確保に努めるとともに、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当行は、本年3月に創業140周年を迎えまして、これまでの株主の皆さまの日頃からのご支援にお応えするため、2018年3月期（第115期）におきましては、1株当たり2円の記念配当を実施させていただきます。

【地域活性化への取組み】

「地域とともに持続的に発展する」という思いから、地域活性化に関する様々な施策に取り組んでまいりました。

貸出・ソリューション業務につきましては、お客さまの経営課題解決や成長支援を目的とする「事業性評価に基づく営業活動」に引き続き取り組むとともに、本年2月には「ふるさと応援私募債『学び舎』」に続いて「ふるさと応援私募債『地域の未来』」の取扱いを開始いたしました。発行手数料の一部を地元自治体に寄付することで、「未来につながるふるさと『愛媛』の地域創生への取組み」を、発行企業の皆さまとともに応援してまいります。

昨年4月よりスタートした四国の地方銀行4行による「四国アライアンス」では、上場支援等を通じた地域経済の活性化のため、10月に株式会社東京証券取引所と「資本市場に関する連携についての基本協定書」を締結いたしました。11月には、四国の認知度向上や誘客促進

を図るため「四国インバウンド商談会 i n タイ」を実施いたしますとともに、海外の事業展開を検討しているお客さまを積極的に支援するために、「ベトナム進出におけるレンタル工場活用セミナー」を開催いたしました。さらに、本年1月には、4行共同出資による「四国アライアンスキャピタル株式会社」を設立し、3月には地域活性化ファンド及び官民一体型中小企業再生ファンドを組成いたしました。また、本年4月には、いよぎん証券株式会社を四国アライアンスの中核証券会社として、積極的に活用するため、社名を『四国アライアンス証券株式会社』に変更いたしました。今後、ファンドによる投資等を通じお客さまの成長を後押しすることで、地域の発展につなげてまいります。

F i n t e c h を活用した地域創生の取組みとしましては、本年2月から電子地域通貨「I Y O G I N C o - i n」の実証実験を行っております。これはQRコードを使ったキャッシュレス決済の仕組みであり、技術面やセキュリティ、法制度等の検証を行い、実用化に向けた検討を進めております。

【本部組織】

本部組織につきましては、昨年8月に、「シップファイナンス部」を国際的な海事産業の集積地である今治に移転いたしました。国内外に質の高い海事関連情報や幅広い金融サービスを迅速にご提供することでお客さまの多様なニーズにお応えし、一層、国内で高いシェアを誇る愛媛県内の海事産業の発展に貢献してまいります。

また、当行で働く各人が職場でそれぞれの能力を発揮できる環境を整えるために、人事部内に設置いたしておりました「女性活躍推進室」を「ダイバーシティ推進室」に改組いたしました。

【店舗・ATM】

店舗につきましては、国内13都府県に地方銀行中第1位の広域店舗ネットワークを展開しつつ、お客さまにより快適にご利用いただけるよう、店舗環境の充実と受付態勢の強化に努めてまいりました。

昨年6月には、「問屋町支店」と「潮見支店」を店舗統合し、「松山北支店」を新築オープンいたしました。同店はお客さまをお待たせしない「さっと窓口」を設置いたしますとともに、相談ブースを充実いたしました。また、愛媛県内で10か所目となる「いよぎん保険プラザ松山北」を併設するなど、次世代型店舗のパイロット店として新しい店舗機能を導入し、お客さまの利便性向上に努めております。

店外キャッシュコーナーにつきましては、愛媛県内では、金融機関として最多の218か所に設置（2018年3月末現在、コンビニATMを除く）しておりますほか、四国の地方銀行（阿波銀行、百十四銀行、四国銀行）、広島銀行、山陰合同銀行、愛媛県信用農業協同組合連合会及び愛媛県内の農業協同組合と提携して「他行ATMご利用手数料無料サービス」を実施しております。

【商品・サービス】

昨年4月より当行のタブレット端末を用いて、ペーパーレスで生命保険商品等のお申込みができる「らくらく保険システム」の導入を開始いたしました。また、11月からは、無担保ローンや住宅ローンの事前審査につきましても、モバイル端末でお申込みができるシステムを導入し、お客さまに簡単にお手続きいただける利便性向上に向けたサービスの提供に努めてまいりました。

「四国アライアンス」における取組みとして、昨年7月に独自組成した投資信託「四国の未来」の取扱いを開始し、身近な地域企業への投資を通じて四国経済の活性化とお客さまの資産形成の貢献に努めております。9月には、一時払終身保険に「健康・医療相談サービス」や「医療機関情報提供サービス」等、健康に関する各種情報提供サービスをセットした保険新商品「四国の絆（きずな）」の取扱いを開始いたしました。

また、外部の様々な企業と主体的に提携・連携し、お客さまに新しい魅力あるサービスをスピーディーに提供していくために、昨年5月よりF i n t e c h企業と当行のシステムを直接接続する「A P I」共通基盤の開発を、T S U B A S Aアライアンス各行と開始いたしました。

さらに、昨年11月には、指紋認証の利用により、最短3タップで登録口座の残高や入出金明細が照会できるスマートフォンアプリ「Money Manager」をリリースし、本年2月には、入出金取引を自動でプッシュ通知する機能も追加いたしました。今後も様々な機能追加を実施し、いつでもどこでも簡単便利にお取引いただける環境を整えてまいります。

【CSR（企業の社会的責任）への取り組み】

CSR（企業の社会的責任）につきましては、当行の企業理念であります「潤いと活力ある地域の明日を創る」の実現に向けて、本部横断的な組織として設置いたしております「CSR推進委員会」のもと、銀行の本来業務である金融機能の発揮のほか、社会福祉活動・文化活動・環境保全活動等にも積極的に取り組んでおります。

社会福祉活動につきましては、「公益財団法人伊予銀行社会福祉基金」による奨学金・福祉機器の贈呈等を行ってまいりました。奨学金事業は、次世代を担う若い皆さまのために、1学年22名、1978年の事業開始以降累計で奨学生数826名、奨学金額4億59万円（2018年3月末）の支援を行ってまいりました。

文化活動につきましては、地域に密着した貴重な文化活動を継続されている団体の皆さまを対象に、「地域文化活動助成制度」による助成を引き続き行ってまいりました。

環境保全活動につきましては、公益信託伊予銀行環境基金「エバーグリーン」による助成を行ってまいりましたほか、当行が事務局を務める「『森のあるまちづくり』をすすめる会」による植樹活動を、会員企業・団体の皆さまとともに推進してまいりました。

また、年2回の「キッズセミナー」、「職場見学」、「出前授業」及び「職場体験学習」等、いよぎん金融教育教室を通じたお子さまの成長支援に努めてまいりました。

さらに、昨年9月には、愛媛県におきまして64年ぶりに「愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会」が開催され、当行グループからも7競技9種目に監督・選手24名が出場いたしました。おかげさまで、当行テ

ニス部、女子ソフトボール部が地元の皆さまから熱い応援をうけるなかで、揃って優勝を果たすことができました。

【株主さまご優待制度】

株主さまの日頃のご支援にお応えするとともに、当行株式への投資魅力を高め、より多くの方に当行株式を保有していただくことを目的として、株主さまご優待制度を導入いたしております。

本制度は、毎年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された100株から1,000株未満保有の株主さまには「優待品（今治タオル）」を、1,000株以上保有の株主さまには「株主さまご優待定期預金」、「愛媛県特産品又はT S U B A S Aアライアンス共同企画特産品」及び「日本赤十字社への寄付」のうち、いずれか1つをご選択いただくものとしております。

【I R活動】

経営の透明性確保に向けた取組みにつきましては、例年同様、昨年6月及び12月に東京においてアナリスト・機関投資家向け「決算説明会」を、7月には愛媛県内6か所において「伊予銀行決算説明会&特別講演会」を開催し、積極的なディスクロージャーに努めてまいりました。

なお、株主さま、お取引先、投資家の皆さまに当行の経営内容をより深くご理解いただくため、株式会社日本格付研究所（J C R）から「A A」、海外の格付会社であるスタンダード&プアーズ（S & P）から「A」、株式会社格付投資情報センター（R & I）から「A A -」の格付をそれぞれ取得し、高い評価を受けております。

【リスク管理・コンプライアンス】

リスク管理につきましては、経営管理におけるリスクアペタイト・フレームワークの構築に向けた取組みを開始しております。プロジェクトチームの立ち上げやモニタリングを通じた機動的な戦略の見直しにより、ガバナンスの強化及び議論の活性化を図り、バランスの取れ

た持続的成長を目指してまいります。

コンプライアンス（法令等遵守）に関する取組みにつきましては、反社会的勢力等の入口遮断の精度向上やスクリーニングの高度化を図るとともに、F A T Fによる第4次対日相互審査に向けての態勢整備に努めております。

以上のような取組みのなかで、株主の皆さま並びにお取引先の皆さまから力強いご支援を賜りますとともに、伊予銀行グループの総力を結集して業務に精励いたしました結果、次のような業績を収めることができました。

【業績面】

預 金 等

譲渡性預金を含めた預金等の期末残高は、前年度末比889億円増加して5兆5,460億円となりました。

貸 出 金

貸出金の期末残高は、前年度末比2,493億円増加して4兆2,926億円となりました。

有価証券

有価証券の期末残高は、前年度末比728億円増加して1兆8,100億円となりました。

総 資 産

総資産の期末残高は、前年度末比2,372億円増加して7兆597億円となりました。

損益状況

経常収益は、貸出金利息及び有価証券利息配当金の増加等により、前年度比29億18百万円増加して1,022億9百万円となりました。また、

経常費用は、貸倒引当金繰入額の増加等により、前年度比30億55百万円増加して692億86百万円となりました。この結果、経常利益は、前年度比1億37百万円減少して329億23百万円となりました。また、当期純利益は、前年度比12億48百万円増加して226億62百万円となりました。

なお、バーゼルⅢ基準（国際統一基準）による連結総自己資本比率は14.31%となりました。

＜当行の対処すべき課題＞

全国的には、緩やかな景気の回復基調が継続すると期待されておりますが、一方で、少子高齢化や人口減少の進展によりマーケットの縮小が予想されるほか、デジタル技術を活用した新たな金融サービスの出現等により、当行を取り巻く経営環境は大きく変化しております。

このような環境のもと、本年4月に「2018年度中期経営計画」をスタートさせました。新中期経営計画において当行が目指す姿は「Digital-Human-Digital Bank」であります。この「D・H・D Bank」は、デジタルの得意な分野は、徹底してデジタルを活用して、お客さまの利便性や生産性の向上を図るとともに、そこで生み出された「人」の力をコンサルティングなど「人」にしかできない仕事に集中するというものであります。この新たなビジネスモデルの構築を通じて、一層お客さまのお役に立つ価値提供を行ってまいります。

当行は本年3月に創業140周年を迎えましたが、さらにその先の150周年を見据え、10年ビジョンとして掲げている「瀬戸内圏域お客さま満足度No.1の金融サービスグループ」の実現に向けて取り組んでまいります。

引き続き、健全経営に徹するとともに、経営体力をさらに強化し、「潤いと活力ある地域の明日を創る」という地方銀行としての使命を全うしてまいりますので、株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位 億円)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
預 金	49,169	50,180	50,068	50,996
定期性預金	23,948	23,817	21,719	20,894
その他	25,220	26,363	28,348	30,101
貸 出 金	38,699	39,111	40,433	42,926
個人向け	9,313	9,603	9,949	10,240
中小企業向け	19,315	19,259	19,988	21,287
その他	10,070	10,248	10,495	11,399
商品有価証券	5	4	5	4
有 価 証 券	18,309	17,361	17,371	18,100
国 債	6,587	6,518	6,420	5,814
地方債	2,688	2,284	2,280	2,452
その他	9,033	8,558	8,671	9,833
総 資 産	65,405	64,826	68,224	70,597
内国為替取扱高	359,592	347,397	334,678	339,649
外国為替取扱高	百万ドル 22,678	百万ドル 18,278	百万ドル 19,509	百万ドル 18,941
経 常 利 益	百万円 44,562	百万円 38,176	百万円 33,060	百万円 32,923
当 期 純 利 益	百万円 26,497	百万円 24,092	百万円 21,414	百万円 22,662
1株当たり当期純利益	円 銭 83 83	円 銭 76 20	円 銭 67 72	円 銭 71 64
信 託 財 産	4	6	6	6
信 託 報 酬	百万円 1	百万円 2	百万円 2	百万円 3

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 「1株当たり当期純利益」は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。
 3. 連結業績の推移は、下記のとおりであります。

(単位 億円)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
経 常 収 益	1,239	1,193	1,172	1,209
経 常 利 益	473	410	354	360
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	269	244	217	236
包 括 利 益	937	△39	266	412
純 資 産 額	5,976	5,897	6,090	6,463
総 資 産	65,754	65,100	68,492	70,966

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	2,959人	2,927人
平 均 年 齢	37 年 10 月	37 年 8 月
平 均 勤 続 年 数	15 年 0 月	14 年 10 月
平 均 給 与 月 額	381千円	389千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数は、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
3. 平均給与額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
愛 媛 県	116店 (うち出張所 7)	117店 (うち出張所 7)
香 川 県	5 (—)	5 (—)
高 知 県	1 (—)	1 (—)
徳 島 県	1 (—)	1 (—)
福 岡 県	2 (—)	2 (—)
大 分 県	6 (—)	6 (—)
山 口 県	1 (—)	1 (—)
広 島 県	5 (—)	5 (—)
岡 山 県	3 (—)	3 (—)
兵 庫 県	2 (—)	2 (—)
大 阪 府	3 (—)	3 (—)
愛 知 県	1 (—)	1 (—)
東 京 都	2 (—)	2 (—)
国 内 計	148 (7)	149 (7)
香 港	1 (—)	1 (—)
シ ン ガ ポ ー ル	1 (—)	1 (—)
海 外 計	2 (—)	2 (—)
合 計	150 (7)	151 (7)

(注) 1. 上記のほか、インターネット支店を1店舗設置しております。

2. 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所、店舗外現金自動設備を次のとおり設置しております。

	当 年 度 末	前 年 度 末
海 外 駐 在 員 事 務 所	2か所	2か所
店 舗 外 現 金 自 動 設 備	48,680か所	47,418か所

なお、上記の店舗外現金自動設備には、株式会社イーネット、株式会社ローソン・エィティエム・ネットワークス、株式会社セブン銀行、バンクタイムとの提携による共同の店舗外現金自動設備（以下、コンビニATMという）48,462か所（前年度末47,201か所）を含んでおります。

□ 当年度新設営業所

該当事項はありません。

- (注) 1. 当年度において、問屋町支店と潮見支店を店舗統合し、潮見支店を廃止いたしました。また、問屋町支店を移転し、店名を松山北支店に変更いたしました。
2. 当年度において店舗外現金自動設備を下記のとおり2か所新設、1か所廃止いたしました(除く、コンビニATM)。

【新設】	松山北支店	潮見出張所	(愛媛県松山市)
	本町支店	セブンスター六軒屋店出張所	(愛媛県松山市)
【廃止】	川之江支店	四国中央市役所川之江総合支所出張所	(愛媛県四国中央市)

ハ 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

二 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位 百万円)

設 備 投 資 の 総 額	4,767
---------------	-------

□ 重要な設備の新設等

(単位 百万円)

内 容	金 額
松 山 北 支 店 新 築	506
坂 出 支 店 新 築	359
王 子 の 森 寮 新 築	189

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
いよぎんリース 株式会社	愛媛県松山市 大手町2丁目 5番地41	各種リース業務 融資業務	1974年 9月26日	80百万円	45.00%	—
株式会社 いよぎんコンピ ュータサービス	愛媛県松山市 高砂町2丁目 2番5号	情報処理受託業務 ソフトウェア開発業務 地域流通VAN業務	1975年 1月20日	10百万円	5.00%	—
いよぎん保証 株式会社	愛媛県松山市 三番町4丁目 12番地1	住宅ローン・消費者ローン の債務保証業務	1978年 9月28日	30百万円	5.00%	—
いよぎんビジネス サービス株式会社	愛媛県松山市 南堀端町1番地	現金整理・精査業務 大口集金業務 現金自動設備の保守管理業務	1979年 12月24日	10百万円	100.00%	—
いよぎんキャピタル 株式会社	愛媛県松山市 南堀端町1番地	株式・社債等への投資業務 投資ファンドの運営	1985年 8月1日	320百万円	5.00%	—
株式会社 いよぎん地域経済 研究センター	愛媛県松山市 三番町5丁目 10番地1	産業・経済・金融に関する 調査研究業務 経営相談業務 研修等の教育サービス業務	1988年 4月1日	30百万円	5.00%	—
株式会社いよぎん ディーシーカード	愛媛県松山市 三番町4丁目 12番地1	クレジットカード業務 保証業務	1988年 8月29日	50百万円	5.00%	—
いよぎん証券 株式会社	愛媛県松山市 三番町5丁目 10番地1	証券業務	2012年 2月2日	3,000百万円	100.00%	—
いよベンチャー ファンド4号投資 事業有限責任組合	愛媛県松山市 南堀端町1番地	ベンチャー企業への投資業務	2015年 7月1日	500百万円	—%	—
いよベンチャー ファンド5号投資 事業有限責任組合	愛媛県松山市 南堀端町1番地	ベンチャー企業への投資業務	2018年 1月4日	500百万円	—%	—
いよエバグリーン 6次産業化応援 ファンド投資事業 有限責任組合	愛媛県松山市 南堀端町1番地	6次産業化事業体への投資業務	2013年 4月30日	352百万円	—%	—
いよエバグリーン 農業応援ファン ド投資事業有限責 任組合	愛媛県松山市 南堀端町1番地	農業法人への投資業務	2014年 9月18日	107百万円	—%	—
いよエバグリーン 事業承継応援フ ァンド投資事業有 限責任組合	愛媛県松山市 南堀端町1番地	事業承継先への投資業務	2014年 10月1日	92百万円	—%	—

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結対象子会社は上記の重要な子会社等13社であり、持分法適用会社は該当ありません。なお、当連結会計年度の経常収益は120,985百万円（前年度比3,709百万円の増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は23,639百万円（前年度比1,842百万円の増加）となりました。
3. いよベンチャーファンド5号投資事業有限責任組合は、2018年1月4日に設立いたしました。
4. いよベンチャーファンド3号投資事業有限責任組合は、2018年1月1日に解散し2018年2月28日に清算結了いたしました。
5. いよぎん証券株式会社は、2018年4月2日に四国アライアンス証券株式会社に商号変更いたしました。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）及び労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社千葉銀行、株式会社第四銀行、株式会社中国銀行、株式会社東邦銀行及び株式会社北洋銀行との間で、T S U B A S A金融システム高度化アライアンスに関する基本合意書を締結しております。なお、2018年4月5日に「T S U B A S A金融システム高度化アライアンス」を「T S U B A S Aアライアンス」に名称変更し、新たに株式会社北越銀行が参加しております。
5. 株式会社阿波銀行、株式会社百十四銀行及び株式会社四国銀行との間で、四国創生に向けた地方銀行4行による包括提携（四国アライアンス）を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	その他
大 塚 岩 男	代表取締役頭取 〔秘書室、東京事務所、監査部担当〕	一般社団法人愛媛県銀行協会 会長 公益財団法人えひめ産業振興財 団 理事長	
永 井 一 平	代表取締役副頭取 〔審査ユニット（審査部、シップファイナンス部、個人ローンセンター、融資管理室、担保評価室、企業コンサルティング部）担当〕		
高 田 健 司	常務取締役 営業 本部長 〔営業本部（営業戦略部、リテール推進部、ソリューション営業部、地域創生部）担当〕		
藤 堂 宗 昭	常務取締役 〔総務部、リスク統括部担当〕		
竹 内 哲 夫	常務取締役 CIO 〔事務・システムユニット（事務統括部、システム部）担当〕		
河 野 治 広	常務取締役 〔人事部、お客さまサービス向上部担当〕		
三 好 賢 治	常務取締役 〔総合企画部、広報CSR室、市場営業ユニット（資金証券部、市場営業室、国際部）担当〕		
松 浦 祐 一	常務取締役 〔コンプライアンス統括部担当〕		

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	その他
飯 尾 隆 哉	取締役監査等委員（常勤）	株式会社ダイキアクシス 社外監査役	(注) 1.
平 野 志 郎	取締役監査等委員（常勤）		
佐 伯 要	取締役監査等委員（社外）	伊予鉄道株式会社 代表取締役会長 松山総合開発株式会社 代表取締役会長 松山観光ゴルフ株式会社 代表取締役社長 松山商工会議所 会頭 愛媛県商工会議所連合会 会頭	
市 川 武 志	取締役監査等委員（社外）	弁護士法人松山中央法律事務所 所長 日本司法支援センター愛媛地方事務所 所長	
柳 澤 康 信	取締役監査等委員（社外）	学校法人加計学園 岡山理科大学 学長	
高 浜 壮 一 郎	取締役監査等委員（社外）		
三 好 潤 子	取締役監査等委員（社外）	アビリティセンター株式会社 代表取締役社長	

- (注) 1. 取締役監査等委員 市川武志氏は、弁護士の資格を有しております。
2. 上記のとおり、常勤の監査等委員2名を選定しております。その理由は、行内事情に精通した者が、重要な会議等への出席や、会計監査人及び監査部との連携を密に図ること等により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。
3. 元取締役頭取の森田浩治氏が、相談役の職に就いておりますが、元頭取としての経験・知識を生かし財界活動や公益的職務などの対外的な業務に従事するのみで、取締役会や常務会をはじめとした行内の会議に出席することもなく、経営には関与しておりません。相談役としての報酬を支払っておりますが、非取締役であることに鑑み、相応の報酬といたしております。

(参考)

当行は執行役員制度を採用しております。執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当
別 府 孝 也	常務執行役員 今治グループ長兼今治支店長
重 松 栄 治	常務執行役員 株式会社いよぎん地域経済研究センター社長
森 岡 研 二	常務執行役員 本店営業部長
西 本 英 世	常務執行役員 大阪支店長
藤 田 真 哉	常務執行役員 新居浜グループ長兼新居浜支店長
山 本 憲 世	常務執行役員 営業本部副本部長兼営業戦略部長兼営業戦略部 ビジネスサポートセンター長
平 井 一 臣	執行役員 コンプライアンス統括部長
八 木 哲 也	執行役員 監査部長
稲 垣 純 二	執行役員 シップファイナンス部長
藤 田 康 二	執行役員 東京支店長兼市場営業室長
伊 藤 眞 道	執行役員 広島支店長
長 田 浩	執行役員 総合企画部長兼総合企画部関連事業室長

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位 百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等	株 式 報 酬 型	
			基 本 報 酬	ス ト ッ ク ・ オ プ シ ョ ン
取 締 役 (監査等委員である取締役を除く。)	10名	287	219	68
監査等委員である取締役	8名	69	69	—
計	18名	357	289	68

- (注) 1. 上記支給人数及び報酬等には、2017年6月29日開催の第114期定時株主総会において退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名及び監査等委員である取締役1名を含めております。
2. 2015年6月26日開催の第112期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額330百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額85百万円以内と決議されております。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、この報酬限度額とは別枠にて株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬額として年額130百万円以内と決議されております。

3. 当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬につきましては、報酬と当行の業績及び株主さまの利益の連動性を高めるために、基本報酬と業績連動報酬、及び現金報酬と株式報酬（株式報酬型ストック・オプション）としております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）個々の報酬につきましては、その客観性及び透明性を確保するために、株主総会において決議された年間報酬限度額の範囲内において、別途行内規程に定める責務及び役割に照らして、取締役頭取が報酬案を策定し、社外取締役を含む全監査等委員及び代表取締役で構成する経営審議委員会にて審議のうえ、取締役会にて決定しております。なお、取締役会はその決定に際して、経営審議委員会の審議結果を尊重することとしています。
4. 監査等委員である取締役の報酬につきましては、監査・監督業務の職務の正当性を確保する観点から基本報酬のみとし、株主総会において決議された報酬の総額の範囲内において、個々の監査等委員である取締役の責務及び役割の内容を勘案し、監査等委員である取締役の協議により定めております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
飯 尾 隆 哉	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失が無いときは、法令が定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
平 野 志 郎	
佐 伯 要	
市 川 武 志	
柳 澤 康 信	
高 浜 壮一郎	
三 好 潤 子	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
取締役監査等委員 佐 伯 要	伊予鉄道株式会社 代表取締役会長 (当行は同社との間で経常的な金融取引があります。) 松山総合開発株式会社 代表取締役会長 (当行は同社との間で経常的な金融取引があります。) 松山観光ゴルフ株式会社 代表取締役社長 (当行は同社との間で経常的な金融取引があります。) 松山商工会議所 会頭 (当行は同法人との間で経常的な金融取引があります。) 愛媛県商工会議所連合会 会頭 (当行は同法人との間で経常的な金融取引があります。)
取締役監査等委員 市 川 武 志	弁護士法人松山中央法律事務所 所長 (当行は同法人との間で経常的な金融取引があります。また、当行グループとの間で顧問契約を締結しております。) 日本司法支援センター愛媛地方事務所 所長 (当行と同法人との間で記載すべき事項はありません。)
取締役監査等委員 柳 澤 康 信	学校法人加計学園 岡山理科大学 学長 (当行と同法人との間で記載すべき事項はありません。)
取締役監査等委員 三 好 潤 子	アビリティセンター株式会社 代表取締役社長 (当行は同社との間で経常的な金融取引があります。また、当行グループとの間に人材派遣を行う等の取引関係があります。)

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取 締 役 会 へ の 出 席 状 況	取締役会における発言 そ の 他 の 活 動 状 況
佐 伯 要	5年10か月	当期開催の取締役会14回のうち14回、監査等委員会15回のうち11回に出席	経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、公正かつ客観的な立場から必要に応じ発言を行っております。
市 川 武 志	3年10か月	当期開催の取締役会14回のうち14回、監査等委員会15回のうち15回に出席	弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、公正かつ客観的な立場から必要に応じ発言を行っております。
柳 澤 康 信	2年10か月	当期開催の取締役会14回のうち14回、監査等委員会15回のうち15回に出席	学識者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、公正かつ客観的な立場から必要に応じ発言を行っております。

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
高 浜 壮一郎	2年10か月	当期開催の取締役会14回のうち14回、監査等委員会15回のうち15回に出席	公職を歴任した豊富な経験と幅広い見識を有しており、公正かつ客観的な立場から必要に応じ発言を行っております。
三 好 潤 子	1年10か月	当期開催の取締役会14回のうち14回、監査等委員会15回のうち15回に出席	経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、公正かつ客観的な立場から必要に応じ発言を行っております。

(注) 上記取締役会等の他、経営審議委員会（年5回開催）、アドバイザリー・ボード（年2回開催）、経営計画会議（年4回開催）、総支店長会議（年2回開催）、内部監査報告会（年12回開催）、三様監査会議（年2回開催）、コンプライアンス会議（年12回開催）、A L M委員会（年11回開催）、グループ会社定例報告会（年11回開催）等の重要会議に適宜出席し、必要に応じ発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位 百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
監査等委員である取締役	5名	30	—
報酬等の合計	5名	30	—

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数

発行可能株式総数 600,000千株

発行済株式の総数 323,775千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 20,180名

(3) 大 株 主

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当 行 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 等	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	50,167 ^{千株}	15.85 [%]
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,775	3.40
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	8,878	2.80
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	8,867	2.80
住 友 林 業 株 式 会 社	5,911	1.86
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	5,415	1.71
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	4,793	1.51
資産管理サービス信託銀行株式会社	4,487	1.41
伊 予 銀 行 従 業 員 持 株 会	4,311	1.36
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	3,988	1.26

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、自己株式(7,422,736株)を控除して計算しております。
 4. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の持株数等のうち、信託業務に係る持株数等は50,167千株であります。
 なお、その内訳は、信託口44,518千株、退職給付信託口5,649千株であります。
 5. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数等のうち、信託業務に係る持株数等は10,775千株であります。
 なお、その内訳は、信託口10,075千株、退職給付信託口700千株であります。
 6. 資産管理サービス信託銀行株式会社の持株数等のうち、信託業務に係る持株数等は4,487千株であります。
 なお、その内訳は、信託口4,036千株、年金信託口240千株及び年金特金口210千株であります。
 7. 株式会社三菱東京UFJ銀行は2018年4月1日に株式会社三菱UFJ銀行に商号変更されております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位 百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 川 井 一 男 指定有限責任社員 奥 田 賢 指定有限責任社員 小 池 亮 介	72	(注) 2. 3.

- (注) 1. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 82百万円
当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務である、リスク管理態勢高度化に係る助言業務についての対価を支払っております。
3. 監査等委員会は、取締役、行内関係部署及び会計監査人から必要な情報を入手しかつ報告を受け、過年度の職務遂行状況及び報酬実績を確認し、当事業年度の会計監査計画の内容及び報酬見積の算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項・第3項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかに該当すると認められる場合には、必要に応じて、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、監査等委員会は、上記の解任事由に該当しない場合であっても、会計監査人の職務の執行状況や当行の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

そのため、監査等委員会は、監査等委員会が定める「会計監査人の評価実施基準」に則り、会計監査人の評価を実施いたします。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 業務の適正を確保する体制

(1) 業務の適正を確保するための体制整備

業務の適正を確保するため、取締役会で定めた「内部統制システムの整備に係る基本方針」に基づき体制整備に努めております。なお、下記の「業務の適正を確保するための体制整備」は事業年度末日現在のものであります。

A. 法令等遵守体制

(a) 企業理念の実践

当行の企業理念である「〔存在意義〕潤いと活力ある地域の明日を創る」、「〔経営姿勢〕最適のサービスで信頼に応える」および「〔行動規範〕感謝の心でベストをつくす」を具現化するため、全役職員は、これら企業理念の具体的な行動基準である「行動指針」等の実践に努める。

(b) 法令等遵守を重視した企業風土の確立

取締役は、法令等遵守を経営の最重要課題と位置づけ、誠実かつ率先垂範して取り組み、法令等遵守を重視した倫理観ある企業風土の確立に努める。

特に、頭取は、年頭挨拶や支店長会議、行内研修等、可能な機会をとらえ、法令等遵守に対する取り組み姿勢を示すものとする。

(c) 規程等の整備

全役職員が遵守しなければならない規準を取締役会にて制定し、その周知・徹底に努めるとともに、法令等の制定・改廃や経営環境等の変化を踏まえ適宜これを見直すものとする。

また、コンプライアンスに関する具体的な実践計画を年度ごとに取締役会にて決定する。

(d) 組織等の整備

法令等遵守に関する統括部門を置くとともに、本部全部室および全営業店にコンプライアンス担当者を置く。コンプライアンス担当者は、各部室店における法令等遵守のチェック、報告、教育および相談等を行う。

さらに、全行的な法令等遵守体制に関する事項等を審議するために、頭取を議長とするコンプライアンス会議を設置し、その審議結果を取締役会に報告・提言する。

(e) 報告・相談制度

法令等遵守に関し問題があると思われる事実もしくは行為またはそのおそれが発見された場合の報告・相談体制を整備し、適正な運用を行う。

また、お客さまからのご要望や苦情等に対しては真摯に対応し、その内容を一元的に管理・検証する部門を設置して、状況を毎月常務会に報告する。

(f) 教育・研修体制

取締役は、外部研修や勉強会等に積極的に参加し、法令等遵守に関する情報等の収集に努める。

コンプライアンス統括部門および各部室店のコンプライアンス担当者は、行内の集合研修および各部室店内の勉強会において、法令等遵守に関する研修体制の充実を図る。

(g) モニタリング

コンプライアンス統括部門は、法令等遵守の状況について定期的にモニタリングを行う。

さらに、内部監査部門は、法令等遵守態勢の適切性・有効性について内部監査を実施する。

(h) 反社会的勢力への対応

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、取引の遮断に努める。

B. 情報の保存・管理

(a) 文書の保存・管理

各所管部署において、取締役の職務執行に係る情報を記録した株主総会議事録、取締役会議事録、常務会議事録、諸会議・委員会議事録、稟議書等を定められた期間適切に保存・管理する。

(b) 情報セキュリティ

所管部署において、情報セキュリティに係る管理規程等を整備し、当行の保有する情報資産の適切な保護に努める。

C. リスク管理体制

(a) リスク管理計画の策定

業務上発生する各種リスクについて、リスク管理の具体的な対応方針の決定や高度化を進めるために、取締役会においてリスク管理計画を半期ごとに決定する。

(b) 規程等の整備

各リスク管理主管部署は、それぞれのリスクの特性等を踏まえた管理規程等を整備し、これらの規程等に基づき適切にリスク管理を実施する。

(c) 組織等の整備

リスク管理全般を統括する部門を置く。

また、頭取を委員長とするALM委員会を置き、運用・調達の基本方針等を検討する。

さらに、リスク統括部門の担当役付取締役を委員長とするオペレーショナル・リスク管理委員会および信用リスク管理委員会を置き、リスク管理状況を組織横断的に検証し、管理態勢の改善強化を検討する。

(d) モニタリング

リスク統括部門は、各種リスクに関する管理状況および管理方法等について定期的にモニタリングを行う。

さらに、内部監査部門は、リスク管理態勢の適切性・有効性について内部監査を実施する。

D. 効率的な職務執行体制**(a) 役付取締役**

迅速な意思決定と職務執行が行われるよう、取締役会の決議をもって役付取締役を置き、各役付取締役の担当部室および担当ブロックを定める。

(b) 常務会

取締役会の定める「常務会規程」に基づき、頭取の業務執行を補佐するため、役付取締役によって構成される常務会を設置する。常務会は、取締役会の決定した基本方針に基づき、経営全般の重要事項を協議する。

(c) 機構、業務分掌および職制

取締役の職務執行が効率的に行われるよう、機構、業務分掌および職制を定める。

(d) 経営計画等の策定と進捗管理

計画的な業務執行が行われるよう、取締役会において「中期経営計画」、「各年度経営計画」および「期初収支予算」を決定する。

また、これらの進捗状況を把握するとともに、経営環境の変化等を踏まえて適宜見直すものとする。

(e) IT等の活用

IT（情報技術）や情報システム等を活用することにより、取締役の職務執行の効率化・合理化に努めるものとする。

E. グループ経営管理体制

(a) 財務報告の信頼性確保

当行およびグループ会社（銀行法第2条第8項に規定された子会社および銀行法施行令第4条の2第2項に規定された子法人等）は、法令および会計基準等を遵守し、財務報告の信頼性の確保に努めるものとする。

(b) グループ会社の管理

ア. 規程等の整備

取締役会は、グループ会社を適切に管理するための規程を制定する。

イ. 組織等の整備

グループ会社に対する指導・支援を統括する部門を置き、当行とグループ会社間で定例的な会議を開催するとともに、グループ会社の経営上の重要事項については、グループ会社から当行に合議・報告を行う制度を設け、グループ会社の損失の危険を管理する。

ウ. 経営管理

当行は、グループ会社に対して、法令等遵守およびリスク管理等の体制整備に関する指導・支援を行い、グループ会社の取締役等の職務執行の効率性を確保するとともに、当行の内部監査部門がグループ会社への内部監査を実施し、当行グループ全体における業務の適正を確保する。

また、グループ会社全役職員が、法令等遵守に係る事案を当行の監査等委員会またはコンプライアンス統括部門に相談できる体制を整備する。

F. 監査等委員会の監査業務の補助に関する事項

(a) 組織の整備

監査等委員会の事務局として、その補助事務等を処理する部署を置く。

(b) 補助者の配置と独立性および指示の実効性の確保

監査等委員会の事務局たる部署に、監査等委員会の職務を補助する職員を置く。当該職員は他の業務を兼務しないものとし、当該職員の人事異動等については、監査等委員会の意見を参考にし、これを尊重のうえ頭取が決裁する。

G. 監査等委員会への報告および監査の実効性確保に関する体制

(a) 主要な会議・委員会等への出席

監査等委員は、常務会や主要な委員会および会議に出席し意見を述べるができるものとし、このことを関連する規程等において明記する。

(b) 代表取締役と監査等委員会との定期的会合

代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合をもち、当行が対処すべき課題、当行を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、監査等委員会との相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。

(c) 監査等委員会への報告

ア. 取締役は、当行またはグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査等委員会に報告しなければならない。

イ. 当行の執行役員および職員ならびにグループ会社の役職員が、当行またはグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実およびその他コンプライアンスに関する問題があることを発見したときに、監査等委員会に報告できる体制を整備する。

ウ. 当行の取締役、執行役員および職員ならびにグループ会社の役職員は、監査等委員会から報告を求められた場合は、これに協力しなければならない。

エ. 当行は、監査等委員会に報告を行った者に対して、不利益な処遇は一切行わない。

(d) 監査等委員会と内部監査部門との関係

ア. 内部監査部門は頭取および監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

イ. 監査等委員会は、内部監査部門から内部管理態勢における課題等について定期的に報告を受け、必要に応じて内部監査部門に具体的指示を行うことができる。なお、内部監査部門は頭取と監査等委員会の指示に齟齬ある場合は、監査等委員会の指示を尊重するものとする。

ウ. 監査等委員会の指揮命令を受ける内部監査部門の部門長の人事異動等については、監査等委員会の意見を参考にし、これを尊重のうえ頭取が決裁する。

(e) 監査等委員の職務の執行に係る費用

ア. 監査等委員の職務の執行に必要と認められる費用（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）は、当行が負担する。

イ. 当行は、監査等委員の職務の執行に必要と認められる費用を速やかに支弁するため、半期毎に、一定額の予算を設ける。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当行の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

A. 法令等遵守体制

当行は、「コンプライアンス会議」を11回開催（社外取締役参加回数10回）し、法令・行内規程等の遵守状況を審議した。また、報告・相談制度として、コンプライアンス統括部門への相談窓口、監査等委員会への内部通報窓口および外部相談窓口に加え、業務知識に係る質問等も相談対象に含めた若手行員向けの相談窓口を新たに設置した。

B. 情報の保存・管理

当行は、サイバー演習の実施等により洗い出した課題を整理し、サイバーセキュリティ事案の対応手順を細密化するとともに、サイバー攻撃に係る早期警戒情報および当行を騙ったスパムメール配信攻撃への対応手順を新設し、情報セキュリティに係る管理規程を整備した。

C. リスク管理体制

当行は、「ALM委員会」を11回開催し、運用・調達の基本方針等を審議するとともに、「信用リスク管理委員会」を7回、「オペレーショナル・リスク管理委員会」を4回開催し、リスク管理状況の検証と管理体制の改善強化に向けた検討を行った。

D. 効率的な職務執行体制

当行は、一部未了であった「金融商品仲介業務」におけるフロント業務と内部管理業務の分離が可能となったことに伴い、当該業務の業務分掌の見直しを図った。また、各種法令改正等への適切な対応を図るため、「法令改正等に関する業務」をコンプライアンス統括部門の業務分掌に明記した。

E. グループ経営管理体制

当行は、「グループ会社定例報告会」を11回開催し、グループ会社の取締役等の職務執行状況および内部統制状況の監視・検証を通じて、当行グループの総合金融サービス提供機能の強化およびグループ会社の経営力強化に努めた。

F. 監査等委員会への報告および監査の実効性確保に関する体制

当行は、ガバナンスの強化を目的として、内部監査部門への指揮命令権を頭取に加えて監査等委員会にも付与し、監査等委員会は内部監査部門から内部管理態勢における課題等について定期的に報告を受け、必要に応じて内部監査部門に具体的指示を行うことができる体制とした。

8. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

10. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

11. その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当行は、業績や経営環境を勘案して、安定的な配当を継続するとともに、銀行の公共的使命を念頭に置き、内部留保による財務体質の強化を図ることで経営基盤の確保に努めていくことを基本方針としております。

第115期末 (2018年3月31日現在) 貸借対照表

(単位 百万円)

科 目			金 額	科 目			金 額
(資産の部)				(負債の部)			
現金	預け	金	727,624	預金	金	5,099,609	
現金		金	46,664	当座	金	259,856	
預金	け	金	680,959	普通	金	2,416,892	
コ	ル	口	23,479	通	金	91,678	
買	金	銭	10,247	蓄	金	23,000	
商	有	価	465	知	金	2,071,974	
商	品	国	454	期	金	17,498	
金	品	方	11	他	金	218,708	
有	の	信	4,273	性	金	446,425	
国	地	証	1,810,035	マ	金	25,497	
地	方		581,416	先	金	77,434	
社			245,235	引	金	226,150	
株	の		131,088	用	金	414,058	
所	他		316,361	入	金	414,058	
賃	出		535,933	為	金	65	
割	引	手	4,292,668	店	金	0	
手	形	貸	26,805	国	金	57	
証	書	貸	102,790	他	金	7	
当	座		3,614,464	勤	金	39	
外	国	為	548,607	他	金	47,777	
外	入		7,092	為	金	7	
買	立		6,300	人	金	5,878	
取	の	資	36	費	金	3,411	
そ	他		755	収	金	1,522	
前	払	費	631	入	金	2	
未	収	収	5,902	去	金	6,238	
金	融	商	8,290	の	金	5,307	
融	品	差	1,836	引	金	1,656	
所	の	入	61,443	当	金	42	
有	形	定	71,981	引	金	23,710	
建	固	資	17,269	失	金	1,508	
土			49,955	引	金	13,067	
リ	一	ス	1,552	金	金	2,928	
建	設	仮	533	引	金	426	
所	の	有	2,671	延	金	54,578	
無	形	定	5,302	税	金	9,824	
ソ	フ	ウ	3,688	承	金	33,761	
そ	の	無	1,613	の	部	6,453,153	
前	払	年	14,487	純資産の部			
支	承	金	33,761	資本	金	20,948	
貸	倒	引	△19,803	本	金	10,480	
資	産	の	7,059,722	利	金	10,480	
部				益	金	399,236	
合				の	金	20,948	
計				他	金	378,288	
				の	金	2,066	
				縮	金	352,594	
				途	金	23,627	
				利	金	△6,839	
				己	金	423,826	
				資	金	163,880	
				有	金	△1,240	
				価	金	19,634	
				証	金	182,274	
				券	金	467	
				評	金	606,568	
				価	金	7,059,722	
				換	金		
				算	金		
				予	金		
				の	金		
				部	金		
				合	金		
				計	金		
				負債及び純資産の部合計			

第115期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで) 損益計算書

(単位 百万円)

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

科 目										金 額	
経 資	金	常 運	収 用	収 配	当 利	益 息	益 金	益 息	益 息	102,209	
貸 有	出 証	券 口	金 利	息 一	ン 利	利 入	利 入	利 入	利 入	77,262	
買 預	ル 現	の 他	先 金	受 報	手 務	収 数	収 数	収 数	収 数	48,837	
そ	の の	託 取	の 引	等 役	売 品	収 買	収 買	収 買	収 買	26,648	
信 役	務 入	為 他	替 業	手 務	券 商	却 収	却 収	却 収	却 収	703	
受 所	の 国	為 派	債 生	務 売	業 常	収 立	収 立	収 立	収 立	△0	
そ	外 金	他 融	の 経	常 取	取 却	用 収	用 収	用 収	用 収	396	
そ	の 債	の 融	の 債	の 債	の 債	の 債	の 債	の 債	の 債	676	
そ	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	3	
そ	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	12,938	
償 株	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	3,723	
金 所	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	9,214	
経 資	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	1,777	
預 讓	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	986	
口 売	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	619	
債 借	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	171	
借 金	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	0	
金 所	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	10,229	
役 支	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	581	
所 商	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	6,390	
所 商	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	717	
所 商	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	2,539	
所 商	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	7,493	
所 商	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	2,384	
所 商	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	95	
所 商	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	477	
所 商	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	401	
所 商	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	387	
所 商	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	747	
所 商	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	2,255	
所 商	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	743	
所 商	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	6,298	
所 商	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	1,032	
所 商	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	5,266	
所 商	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	344	
所 商	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	7	
所 商	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	337	
所 商	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	49,467	
所 商	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	5,681	
所 商	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	4,018	
所 商	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	6	
所 商	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	626	
所 商	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	3	
所 商	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	1,026	
所 商	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	の 融	32,923	

(単位 百万円)

科 目										金 額	
特 別 資 産 利 処 分 益	特 別 資 産 利 処 分 益	特 別 資 産 利 処 分 益	特 別 資 産 利 処 分 益	特 別 資 産 利 処 分 益	特 別 資 産 利 処 分 益	特 別 資 産 利 処 分 益	特 別 資 産 利 処 分 益	特 別 資 産 利 処 分 益	特 別 資 産 利 処 分 益	4	4
固 定 資 産 損 失	固 定 資 産 損 失	固 定 資 産 損 失	固 定 資 産 損 失	固 定 資 産 損 失	固 定 資 産 損 失	固 定 資 産 損 失	固 定 資 産 損 失	固 定 資 産 損 失	固 定 資 産 損 失	114	317
減 価 償 却 損 失	減 価 償 却 損 失	減 価 償 却 損 失	減 価 償 却 損 失	減 価 償 却 損 失	減 価 償 却 損 失	減 価 償 却 損 失	減 価 償 却 損 失	減 価 償 却 損 失	減 価 償 却 損 失	203	
引 当 金 等	引 当 金 等	引 当 金 等	引 当 金 等	引 当 金 等	引 当 金 等	引 当 金 等	引 当 金 等	引 当 金 等	引 当 金 等		32,610
税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益	10,435	
法 人 税 等	法 人 税 等	法 人 税 等	法 人 税 等	法 人 税 等	法 人 税 等	法 人 税 等	法 人 税 等	法 人 税 等	法 人 税 等	△488	
法 人 税 等	法 人 税 等	法 人 税 等	法 人 税 等	法 人 税 等	法 人 税 等	法 人 税 等	法 人 税 等	法 人 税 等	法 人 税 等		9,947
法 人 税 等	法 人 税 等	法 人 税 等	法 人 税 等	法 人 税 等	法 人 税 等	法 人 税 等	法 人 税 等	法 人 税 等	法 人 税 等		22,662

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 13社

会社名

いよぎん保証株式会社
 いよぎんビジネスサービス株式会社
 いよぎんキャピタル株式会社
 いよベンチャーファンド4号投資事業有限責任組合
 いよベンチャーファンド5号投資事業有限責任組合
 いよエバーグリーン6次産業化応援ファンド投資事業有限責任組合
 いよエバーグリーン農業応援ファンド投資事業有限責任組合
 いよエバーグリーン事業承継応援ファンド投資事業有限責任組合
 株式会社いよぎん地域経済研究センター
 株式会社いよぎんディーシーカード
 いよぎんリース株式会社
 株式会社いよぎんコンピュータサービス
 いよぎん証券株式会社

なお、いよベンチャーファンド5号投資事業有限責任組合は、新規設立により当連結会計年度から連結しております。

また、いよベンチャーファンド3号投資事業有限責任組合は、清算終了により子会社及び子法人等に該当しないことになったことから、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名

いよぎん愛媛大学発ベンチャー応援ファンド投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 該当事項はありません。
- (2) 持分法適用の関連法人等 該当事項はありません。
- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1 社

会社名

いよぎん愛媛大学発ベンチャー応援ファンド投資事業有限責任組合

- (4) 持分法非適用の関連法人等 2 社

会社名

いよぎん・REVICインベストメンツ株式会社

四国アライアンスキャピタル株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

第115期末 (2018年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	728,327	預 金	5,084,173
コールローン及び買入手形	23,479	譲 渡 性 預 金	441,225
買 入 金 銭 債 権	10,247	コールマネー及び売渡手形	25,497
商 品 有 価 証 券	465	売 現 先 勘 定	77,434
金 銭 の 信 託	6,337	債券貸借取引受入担保金	226,150
有 価 証 券	1,815,554	借 用 金	419,341
貸 出 金	4,269,697	外 国 為 替	65
外 国 為 替	7,092	信 託 勘 定 借	39
リース債権及びリース投資資産	30,594	そ の 他 負 債	54,888
そ の 他 資 産	93,761	賞 与 引 当 金	1,650
有 形 固 定 資 産	72,850	退 職 給 付 に 係 る 負 債	12,502
建 物	17,521	睡眠預金払戻損失引当金	2,928
土 地	50,116	偶 発 損 失 引 当 金	426
リ ー ス 資 産	761	特 別 法 上 の 引 当 金	1
建 設 仮 勘 定	530	繰 延 税 金 負 債	60,416
その他の有形固定資産	3,920	再評価に係る繰延税金負債	9,824
無 形 固 定 資 産	5,375	支 払 承 諾	33,761
ソ フ ト ウ ェ ア	3,759	負 債 の 部 合 計	6,450,329
その他の無形固定資産	1,616	(純資産の部)	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	23,164	資 本 金	20,948
繰 延 税 金 資 産	179	資 本 剰 余 金	11,570
支 払 承 諾 見 返	33,761	利 益 剰 余 金	404,181
貸 倒 引 当 金	△24,256	自 己 株 式	△5,255
資 産 の 部 合 計	7,096,633	株 主 資 本 合 計	431,445
		その他の有価証券評価差額金	166,703
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△1,240
		土 地 再 評 価 差 額 金	19,634
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	6,669
		その他の包括利益累計額合計	191,766
		新 株 予 約 権	467
		非 支 配 株 主 持 分	22,624
		純 資 産 の 部 合 計	646,304
		負債及び純資産の部合計	7,096,633

第115期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位 百万円)

科 目										金 額	
経	常	収	益								120,985
資	金	運	用	収	益					77,314	
貸	出	金	利	配	当	息				48,759	
有価証券	ローン	利息	及び	買入	手形	利息				26,772	
コール	現	先	金	利	息					703	
買預	け	金	利	息						△0	
それ	の	他	の	受	入	利	息			396	
										682	
信	託	引	報	収	酬					3	
役	務	業	等	収	益					14,432	
そ	の	他	業	収	益					19,023	
			経	収	益					10,211	
	償	却	債	権	取	立	益			591	
	そ	の	他	の	経	常	収	益		9,620	
経	常	費	用								84,885
資	金	調	達	費	用					7,517	
預	渡	金	預	利	息					2,383	
譲	マ	ネー	利息	及び	売	渡	手形	利息		95	
コール	現	先	金	利	息					477	
売	債	借	取	引	支	払	利	息		401	
借	券	貸	金	利	息					387	
それ	の	他	の	支	払	利	息			770	
										3,001	
役	務	取	引	等	費	用				4,649	
そ	の	他	業	業	費	用				14,338	
			経	常	費	用				52,195	
	貸	倒	引	当	金	繰	入	額		6,184	
	そ	の	他	の	経	常	費	用		4,054	
										2,130	
経	常	利	益								36,099
特	別	利	益							17	
	固	定	資	産	処	分	益			17	
特	別	損	産	処	分	損				324	
	固	定	資	産	処	分	損			121	
	減	損	損	損	損	損				203	
	金	融	商	品	取	引	責	任	準	備	金
	等	調	整	前	当	期	純	利	益	繰	入
税	金	等	調	整	前	当	期	純	利	益	繰
法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	業	税
法	人	税	等	調	整	額				11,431	
法	人	税	等	調	整	額				△410	
当	期	純	利	益							11,020
										24,771	
非	支	配	株	主	に	帰	属	す	る	当	期
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	期
										1,131	
										23,639	

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2018年5月8日

株式会社 伊 予 銀 行
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 川 井 一 男 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥 田 賢 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 池 亮 介 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社伊予銀行の2017年4月1日から2018年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2018年5月8日

株式会社 伊 予 銀 行
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 川 井 一 男 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 奥 田 賢 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小 池 亮 介 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社伊予銀行の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社伊予銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第115期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその整備および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の監査部その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な営業店において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、当行の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2018年5月10日

株式会社 伊予銀行 監査等委員会

監査等委員 飯 尾 隆 哉 ㊞

監査等委員 平 野 志 郎 ㊞

監査等委員 佐 伯 要 ㊞

監査等委員 市 川 武 志 ㊞

監査等委員 柳 澤 康 信 ㊞

監査等委員 高 浜 壮一郎 ㊞

監査等委員 三 好 潤 子 ㊞

(注) 監査等委員 佐伯 要氏、市川武志氏、柳澤康信氏、高浜壮一郎氏、三好潤子氏は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）8名全員が任期満了となります。つきましては、取締役会において、より迅速かつ効率的な意思決定を図るために2名減員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者については、代表取締役および監査等委員である取締役で構成され、その過半数が社外取締役である「経営審議委員会」の審議を経た後、取締役会で決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当行における地位等
1	おお つか いわ お 大 塚 岩 男 再 任	取締役頭取（代表取締役）
2	たか た けん じ 高 田 健 司 再 任	常務取締役
3	とう どう むね あき 藤 堂 宗 昭 再 任	常務取締役
4	たけ うち てつ お 竹 内 哲 夫 再 任	常務取締役 C I O
5	こう の はる ひろ 河 野 治 広 再 任	常務取締役 営業本部長
6	み よし けん じ 三 好 賢 治 再 任	常務取締役

再 任 再任取締役候補者

1

おお つか いわ お
大 塚 岩 男

再任

生年月日

1952年 4 月 7 日 (66歳)

取締役在任年数

11年 (本総会終結時)

取締役会への出席状況

14/14 回 (100%)

所有する当行の株式数

20,670株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年 4 月 当行入行
 1995年 7 月 人事部課長
 1998年 8 月 郡中支店長
 2000年 7 月 高知支店長
 2003年 6 月 大分支店長
 2006年 8 月 人事部長
 2007年 6 月 取締役 人事部長
 2008年 6 月 取締役 本店営業部長
 2010年 6 月 常務取締役 営業本部長
 2011年 6 月 専務取締役
 2012年 6 月 取締役頭取 (現任)

[重要な兼職の状況]

- 一般社団法人
愛媛県銀行協会 会長
- 公益財団法人
えひめ産業振興財団 理事長

取締役候補者とした理由

営業店長、人事部門、営業部門および企画部門等の豊富な経験を有し、業務全般を熟知しております。また当行頭取として経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行しており、こうした経験や見識を取締役として活かすことにより、引き続き当行の中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。

その他取締役候補者に関する特記事項

大塚岩男氏は、公益財団法人えひめ産業振興財団の理事長であり、当行は同財団との間で経常的な金融取引を行っております。

2

たか た けん じ
高 田 健 司

再任

生年月日

1955年11月15日 (62歳)

取締役在任年数

8年 (本総会終結時)

取締役会への出席状況

14/14 回 (100%)

所有する当行の株式数

19,900株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年 4 月 当行入行
 1998年 2 月 審査第1部課長
 2000年 7 月 大阪支店副支店長
 2003年 7 月 三島支店長
 2006年 8 月 大分支店長
 2008年 8 月 営業統括部長
 2010年 6 月 取締役 営業統括部長
 2012年 6 月 取締役 本店営業部長
 2014年 6 月 常務取締役
 2016年 6 月 常務取締役 営業本部長
 2018年 4 月 常務取締役 (現任)

[担当]

- 審査ユニット (審査部、シブファイナンス部、個人ローンセンター、融資管理室、不動産調査室、企業コンサルティング部)

取締役候補者とした理由

営業店長、営業部門および審査部門等の豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした豊富な経験や見識を取締役として活かすことにより、引き続き当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

その他取締役候補者に関する特記事項

高田健司氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

3 とう 藤 どう 堂 むね 宗 あき 昭 再任

生年月日

1955年12月 7 日 (62歳)

取締役在任年数

8 年 (本総会終結時)

取締役会への出席状況

14/14 回 (100%)

所有する当行の株式数

11,500株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年 4 月	当行入行	[担当]
1999年 2 月	本店営業部課長	● 総務部
2003年 6 月	高知支店長	● お客さまサービス向上部
2006年 8 月	高松支店長兼高松事務所長	● リスク統括部
2008年 8 月	審査第1部長	
2010年 6 月	取締役 今治支店長	
2014年 6 月	常務取締役 (現任)	

取締役候補者とした理由

営業店長、審査部門およびリスク管理部門等の豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした豊富な経験や見識を取締役として活かすことにより、引き続き当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができ人物と判断し、取締役候補者となりました。

その他取締役候補者に関する特記事項

藤堂宗昭氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

4 たけ 竹 うち 内 てつ 哲 お 夫 再任

生年月日

1957年 7 月18日 (60歳)

取締役在任年数

6 年 (本総会終結時)

取締役会への出席状況

14/14 回 (100%)

所有する当行の株式数

11,300株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4 月	当行入行	[担当]
1999年 8 月	本店営業部課長	● 人事部
2001年 8 月	人事部課長	● 事務・システムユニット
2005年 7 月	福岡支店長	(事務統括部、システム部)
2008年 2 月	システム部部付部長	
2009年 8 月	システム部長	
2011年 6 月	取締役 システム部長	
2015年 6 月	常務執行役員 システム部長	
2016年 6 月	常務取締役 C I O (現任)	

取締役候補者とした理由

営業店長、事務管理部門、システム部門および人事部門等の豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2011年6月から2015年6月までは取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしておりました。こうした豊富な経験や見識を取締役として活かすことにより、引き続き当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができ人物と判断し、取締役候補者となりました。

その他取締役候補者に関する特記事項

1. 竹内哲夫氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 竹内哲夫氏は、2015年6月監査等委員会設置会社への移行に伴い取締役を退任し、常務執行役員に就任しております。

5 河野 治 広 再任

生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	
1958年10月26日 (59歳)	1981年 4 月 当行入行	[担当] ● 営業本部（営業戦略部、リテール推進部、ソリューション営業部、地域創生部）
取締役在任年数	2002年 7 月 牛渚支店長	
4 年（本総会終結時）	2004年 7 月 呉支店長	
取締役会への出席状況	2007年 8 月 三津浜支店長	
14/14 回（100%）	2009年 8 月 岡山支店長	
所有する当行の株式数	2012年 6 月 取締役 営業統括部長	
14,060株	2014年 6 月 取締役 新居浜支店長	
	2015年 4 月 取締役 新居浜グループ長兼新居浜支店長	
	2015年 6 月 常務執行役員 新居浜グループ長兼新居浜支店長	
	2017年 6 月 常務取締役	
	2018年 4 月 常務取締役 営業本部長（現任）	

取締役候補者とした理由

営業店長および営業部門等の豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2012年6月から2015年6月までは取締役に務め、その職務・職責を適切に果たしておりました。こうした豊富な経験や見識を取締役として活かすことにより、当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

その他取締役候補者に関する特記事項

- 河野治広氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。
- 河野治広氏は、2015年6月監査等委員会設置会社への移行に伴い取締役に退任し、常務執行役員に就任しております。

6 三好 賢 治 再任

生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	
1959年12月18日 (58歳)	1982年 4 月 当行入行	[担当] ● 総合企画部 ● 広報 C S R 室 ● 市場営業ユニット（資金証券部、市場営業室、国際部） ● 東京事務所
取締役在任年数	2004年 3 月 椿支店長	
1 年（本総会終結時）	2006年 8 月 広島支店副支店長	
取締役会への出席状況	2009年 8 月 大阪北支店長	
14/14 回（100%）	2012年 8 月 資金証券部長	
所有する当行の株式数	2014年 6 月 執行役員 総合企画部長	
10,200株	2015年 6 月 常務執行役員 総合企画部長	
	2016年 6 月 常務執行役員 営業本部副本部長	
	2017年 6 月 常務取締役（現任）	

取締役候補者とした理由

営業店長、市場部門、企画部門および営業部門等の豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした豊富な経験や見識を取締役として活かすことにより、当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

その他取締役候補者に関する特記事項

三好賢治氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役1名が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

み よし じゅん こ
三 好 潤 子 **再 任** **社 外** **独 立**

生年月日

1947年12月8日（70歳）

監査等委員である取締役在任年数

2年（本総会終結時）

社外取締役在任年数

2年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

14/14回（100%）

監査等委員会への出席状況

15/15回（100%）

所有する当行の株式数

2,500株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年10月 アビリティセンター株式会社入社
1987年8月 同社代表取締役専務
1990年10月 同社代表取締役社長（現任）
2016年6月 当行取締役監査等委員（現任）
2018年6月 アビリティセンター株式会社
会長（就任予定）

〔重要な兼職の状況〕

- アビリティセンター株式会社
会長（就任予定）

取締役候補者とした理由

人材派遣業の創業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保および経営の監視・監督の見地から適切な提言をいただくことを期待しております。また、女性の活躍をはじめとするダイバーシティの推進等に対して大きく貢献していただけると判断し、社外取締役候補者となりました。

その他取締役候補者に関する特記事項

1. 当行は三好潤子氏が代表取締役社長（2018年6月会長就任予定）を務めるアビリティセンター株式会社および三好潤子氏の配偶者が代表取締役会長を務める株式会社三好鉄工所との間で、経常的な金融取引を行っております。また、当行グループはアビリティセンター株式会社との間に人材派遣を行う等の取引関係がありますが、取引額は当行経常収益および同法人売上高の1%未満であります。いずれも当行の社外取締役の独立性基準を満たしております。
2. 当行は、三好潤子氏と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。三好潤子氏が監査等委員である取締役に再任された場合、当行は、同氏との責任限定契約を継続する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。
3. 当行は東京証券取引所に対し、三好潤子氏を独立役員（社外取締役）として届け出しております。本議案が承認され、三好潤子氏が引き続き監査等委員である取締役に再任された場合は、独立役員（社外取締役）の届け出を継続します。

再 任 再任取締役候補者
独 立 証券取引所届出独立役員

社 外 社外取締役候補者

(ご参考)

選任後の監査等委員会の構成（予定）

氏 名				現在の当行における地位および重要な兼職の状況
いい 飯	お 尾	たか 隆	や 哉	監査等委員である取締役（常勤） 株式会社ダイキアクシス 社外監査役
ひら 平	の 野	し 志	ろう 郎	監査等委員である取締役（常勤）
さ 佐	えき 伯	かなめ 要		監査等委員である取締役 株式会社伊予鉄グループ 代表取締役会長 松山総合開発株式会社 代表取締役会長 松山観光ゴルフ株式会社 代表取締役社長 松山商工会議所 会頭 愛媛県商工会議所連合会 会頭
いち 市	かわ 川	たけ 武	し 志	監査等委員である取締役 弁護士法人松山中央法律事務所 所長
やなぎ 柳	さわ 澤	やす 康	のぶ 信	監査等委員である取締役 学校法人加計学園 岡山理科大学 学長
たか 高	はま 浜	そういちろう 壮一郎		監査等委員である取締役
み 三	よし 好	じゅん 潤	こ 子	監査等委員である取締役 アビリティセンター株式会社 会長

社外 社外取締役

独立 証券取引所届出独立役員

※ 監査等委員である取締役の任期は2年であり、飯尾隆哉氏、平野志郎氏、佐伯要氏、市川武志氏、柳澤康信氏および高浜壮一郎氏は2017年6月開催の第114期定時株主総会において選任され就任しております。

(ご参考) 当行社外取締役の独立性基準

取締役会は、以下の事項に該当しない場合、当該社外取締役に独立性があると判断する。なお、形式的に以下の事項に該当する場合でも、独立役員に適すると考える理由を対外的に説明することを条件に、当該社外取締役に独立性があると判断する。

1. 当行または当行のグループ会社（親会社、子会社および関連会社、以下同じ。）の業務執行者（会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人、その他法人ならびに団体の業務を執行する役員、理事、使用人およびこれらに類する者として業務を執行する者、以下同じ。）である者およびその就任の前10年以内において業務執行者であった者
2. 当行を主要な取引先（以下の（1）または（2）に該当）とする者またはその業務執行者
 - （1）当行からの借入が最も多く、かつ、債務者区分が要管理先以下であるなど資金調達に関して当行に代替性がない程度に依存していること
 - （2）借入以外の通常の商取引については、当行との取引額が当該取引先の売上高（複数の会社等の業務執行者である場合には各会社の売上高）の2%超であること
3. 当行の主要な取引先（当行の経常収益の2%超の取引）またはその業務執行者
4. 当行から、役員報酬以外に一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該団体の総収入の2%のいずれか大きい方の金額）を超える報酬を得ている者（弁護士、公認会計士もしくは税理士その他のコンサルタント）、または当該団体に所属する者
5. 当行から、一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該団体の総収入の2%のいずれか大きい方の金額）を超える寄付金を得ている団体の業務執行者
6. その就任の前5年以内において上記2から5に掲げる者に該当していた者
7. 下記に掲げる者の配偶者または2親等以内の親族および生計を一にする者
 - （1）当行または当行のグループ会社の重要な業務執行者（業務執行取締役、執行役員、部長およびこれらに類する重要な業務を執行する者、以下同じ。）
 - （2）上記2から5に掲げる者のうち重要な業務執行者にあたる者

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由

当行の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬は、「基本報酬」および「株式報酬型ストック・オプション」で構成されていますが、今般、本議案の承認可決を条件として「株式報酬型ストック・オプション」の報酬枠を廃止し、取締役を対象に、新たに株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものであります。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当行の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、2015年6月26日開催の第112期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額330百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれません。）とは別枠で、新たな株式報酬を取締役に対して支給するというものです。

なお、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名となります。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、当行と委任契約を締結している執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入する予定です。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、現行の「株式報酬型ストック・オプション」は廃止し、新たなストック・オプションの付与は行わないこととします。ただし、すでに付与したストック・オプションとしての新株予約権のうち未行使のものは今後も存続します。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当行が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当行株式を取得し、当行が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当行株式が本信託を通じて当該取締役に対して交付されるという、株式報酬制度です。

また、本制度においては、2018年6月の定時株主総会開催日の翌日から2021年6月の定時株主総会終結の日までの3年間（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役に対して当行株式が交付されます。

なお、取締役が当行株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者となる取締役	監査等委員である取締役を除く当行取締役
② 当初信託期間	約3年間
③ ②の当初信託期間において、取締役に交付するために必要な当行株式の取得資金として当行が拠出する金銭の上限	合計金600百万円
④ 当行株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の取締役に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり120,000ポイント（以下の（3）①および②の通り）
⑥ ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の取締役に対する当行株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当行が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約３年間とし、当行は、当該信託期間中に、本制度に基づき当行株式を取締役に交付するために必要な当行株式の取得資金として、合計金600百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当行が信託した金銭を原資として、当行株式を当行の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当行が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当行株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時（以下の手続により、信託期間を延長し本制度を継続した場合には、延長後の信託期間の満了時とします。）において、当行の取締役会の決定により、信託期間を延長し（当行が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当行は、本制度により取締役に交付するために必要な当行株式の追加取得資金として、延長した信託期間中に、信託期間の延長年数に金200百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に下記(3)のポイント付与及び当行株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間の延長により本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当行株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当行株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当行は、当行取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当行が取締役に対して付与するポイントの総数は、１事業年度あたり120,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当行株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当行株式の交付を受けます。

なお、1 ポイントは当行株式1株とします。ただし、当行株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当行株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 取締役に対する当行株式の交付

各取締役に対する上記②の当行株式の交付は、各取締役がその退任時において、所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当行株式については、源泉所得税等の納税資金を当行が源泉徴収する目的で本信託内において売却換金したうえで、当行株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当行株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当行株式が換金された場合には、当行株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当行株式に係る議決権は、当行及び当行役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当行株式に係る議決権の行使について、当行経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当行株式に係る配当は、本信託が受領し、当行株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(参考)

本制度の骨子につきましては、2018年5月11日付「取締役等に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ」（インターネット上の当行ホームページに掲載）をご参照ください。

【取締役の選任および取締役の報酬等についての監査等委員会の意見】

1. 選任について

当委員会は、「監査等委員会監査等基準」に基づき、取締役候補者の指名が当行のコーポレートガバナンス・ガイドラインに沿って、適切な手続を経ているか否か、ならびに、当行の経営の基本方針や取り巻く環境等を踏まえ、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成されているか否か等について検討いたしました。

その結果、深い専門知識と豊富な経験を有し、当行の経営理念・経営手法に造詣が深い者が指名されており、取締役会全体を見たときに業務執行の決定を通じた企業価値の向上など取締役会に期待される役割を果たし得る人選がなされていることなどから、当委員会は本議案に提案されている取締役候補者が妥当であると判断し、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至りました。

2. 報酬等について

当委員会は、取締役の報酬等につきましても、「経営審議委員会」において、取締役頭取から報酬等の考え方、算出方法についての説明を受けたうえで、「監査等委員会監査等基準」に基づき、報酬等の算出の公正性、当行業績との連動性を勘案し、検討いたしました。その結果、当事業年度における取締役の報酬等の内容は、相当であると判断し、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至りました。

また、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬等の額および内容決定の件」につきましても、「経営審議委員会」の4回に亘る審議において、取締役頭取から報酬政策の考え方およびインセンティブの設定等についての説明を受けたうえで、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ健全な企業家精神の発揮に資するような適切なインセンティブ付けがなされているか、業績および株主さまの利益との連動性を高めるために、基本報酬と業績連動報酬および現金報酬と株式報酬の割合が適切に設定されているか、等の観点から慎重に検討を行いました。その結果、当行の業績が考慮された、役割と職責にふさわしい報酬水準が決定されていること、現金報酬と株式報酬が適切な割合で設定されていることなどから、当議案の内容は妥当であると判断し、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至りました。

以 上

【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等による議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンおよび携帯電話をご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

◎バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は、2018年6月27日（水曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。
- (4) パソコン・スマートフォン・携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が、株主さまご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆さまへ）

機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上

◎本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

◎その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

証券会社に口座をお持ちの株主さま

証券会社に口座をお持ちの株主さまは、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

証券会社に口座のない株主さま（特別口座をお持ちの株主さま）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

〈メ 毛 欄〉

[illegible]







四国アライアンス

【四国アライアンスについて】

伊予銀行、阿波銀行、百十四銀行および四国銀行は、2016年11月に包括提携「四国アライアンス」を締結しています。

「四国アライアンス」は、4行が経営の独立性および健全な競争関係を維持しつつ、それぞれの営業基盤やブランドを活かして、四国全域の活性化や創生に取り組むことで、各地域およびお客さまの成長と発展に貢献することを目的としています。

伊予銀行本店 4階ホール
松山市南堀端町1番地



(お願い) 駐車場は収容台数に限りがございますので、誠に申し訳ありませんが、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。